≪論 文≫

「共苦」と「受苦者の連帯」の思想

──福祉の思想史的根拠(その1) ──

渡 邊 益 男

(1) はじめに――問題の所在――

ここ2、3年論議されてきた「公的介護保険」は、昨1997年12月その法案が国会を通過し、2000年4月から実施されることになった。良かれ悪しかれ、わが国の社会福祉は、とくに高齢者福祉の領域においては、新たな段階に入ったといわなければならない。なぜならば、それは老人の介護保障の問題に対して、明らかに保険方式を導入したものであり、しかも、すべての高齢者を対象とするという意味で「普遍的」な性格をもつものであって、その限りで福祉の概念に新たな意味を付加するものであるからである。

この法案が提出され、賛否両論が闘わされるなかで、恐らく最も代表的な理論としては、京極高宣氏の著書と里見賢治氏等の著書を挙げることができるであろう¹⁾。里見氏らは、公的介護保障の方法として、公的介護保険による方法の他に公費負担方式のあることを示し、両者を対比的に論じつつ、また、福祉先進諸国の例をも引き合いに出しつつ、むしろ後者の方式の方がより適切であることを示すとともに、介護保険方式ならびにその政策立案の過程における問題点を批判している。これに対して、京極氏は、政策立案に主導的にかかわってきた立場から、里見氏らに対する反批判を行い、介護保険方式による利点を強調している。

いずれにせよ、実施までの2年余の間に、法制的強制力によって、すべての地方自治体はその準備に取りかからなければならない。介護保険をめぐる問題点を最小にとどめるために様々な手段が講じられることになるであろうが、われわれは、福祉における「当事者性論」の立場から主要な点の検討を行っておく必要性があると考える。

介護保険をめぐる問題は、介護基盤整備の量 的ならびに地域間格差の問題、要介護認定をめ ぐる問題ならびに介護対象範囲の問題、保険料 ならびに介護サービス費負担の問題等々、さら にこれらの諸問題を詳細に検討すれば、枚挙に いとまのない程多くの問題が考えられる中で、 最も重要な問題点は、最も貧困で最重度・重症 の老人たちに具体的に現われる介護問題への対 応にあるように思われる。すべての高齢者が対 象とされる点で普遍的性格をもつこの制度は、 「誰でも、いつでも、どこでも、的確で質の良 いサービスを安心して、気軽に受けることがで きる」という、ゴールドプランに謳われた目的 に沿った「普遍主義」的サービスであることが 強調されてきた。わが国の場合、社会福祉サー ビスは、選別主義的サービスから選択的サービ スへ、さらに普遍主義的体制をめざして発展し てきたという、これまでの理論の展望?)にも、 それは沿っているように見えるわけである。し かし、現実には、最も重度・重症の人たちは、

介護保険方式に不安を感じているばかりでなく、 実際の試算からみても、この制度により、排除 されかねないという状況も明らかにされている。 保険料ならびに介護費の一割負担額を支弁しえ ない老人の場合はきわめて深刻な問題で³³、生 活保護の中に新たに「介護扶助」を設けること によって救済することができるとしても、それ は、その人たちに対するスティグマの問題と引 き替えになるのであり、また、保険方式を社会 扶助によって補完すること自体、そもそもその 普遍主義たる性格の自己矛盾を露呈するものと いわなければならないのである。

問題は、「普遍主義」的サービスとして、大 多数の人々をカバーしうることが強調されなが ら、それが最も生活の困難な人々に対する配慮 が不十分なままに立論されている点にある。福 祉はすべての人が享受する権利がある。しかし、 現実の歴史的・社会的条件の中では、最も生活 の困難な人々に対して最も手厚い保護の手を差 しのべることは、「選別的」ではあるが、福祉 の原則なのである4)。大多数の人々をカバーし うることが「一般的」あるいは「普遍的」の名 の下に主張されるのに対して、これは「個別的」 あるいは「特殊的」である。個別的、特殊的な ものの犠牲の上にはじめて成立する一般的、普 遍的なものとしてのサービスは、決して真の 〈普遍主義的サービス〉ではない。 R. M. ティ トマスのいうとおり、普遍主義的サービスとは、 社会権として与えられる選別的サービスの下部 構造であり、土台たりうるもので、決して、差 別を生むことにならないことを保証するサービ スのことであるからである50。

どんなに重度・重症の「寝たきりで痴呆症の 老人」といえども当事者である。福祉の主体は 他ならぬこの当事者である。たとえ、その人々 が政策の「対象者」といわれようとも、実践領 域では、あくまでも主体なのであって、この主 体たるゆえんを全面的に受け入れ、その立場に 立とうとするところに当事者性は成り立つ。し たがって、当事者性論の観点では、個別的、特 殊的存在としての具体的な当事者を立論の基礎 からはずすわけにはいかないのである。

ただし、それが普遍主義的でありうるためには、その観点の正当性が明らかにされ、承認されなければならない。障害者福祉の領域では、力量をもった身体障害者のみでなく、知的障害者においても、自立生活運動の成果として、こうした点はすでに社会的に承認されてきたといってよいであろう⁶⁾。しかし、高齢者福祉の領域では未だしの感がある。その理由は、老人の場合の身体的、精神的限界のみならず、老人に関する歴史的、社会的条件の未成熟な状況があるためと思われる。

したがって、われわれとしては、福祉におけ る当事者、とりわけ最も重度・重症の人々を主 体に据えることの正当性の根拠を明らかにしな ければならないと考えるのである。このことと 関係して、とくに、昨年出版された山之内靖氏 の『マックス・ヴェーバー入門』(岩波新書) と一昨年出版された見田宗介氏の『現代社会の 理論』(岩波新書)からは、多大な示唆が与え られるように思われる。前者からは、とりわけ 最終章「受苦者の連帯にむけて」において、改 めてウェーバー・マルクス問題として「受苦者」 をめぐる思想を追究することの重要性について、 また、後者からは、福祉の積極的意味の追究の 必要性についてである。見田氏の場合は、その 後、21世紀の社会のあり方を展望して、「福祉 資本主義 | を提唱するに至っているが ()、その 場合の福祉は、決して、これまでの福祉の政策 的位置づけのように一般の政策を補完するもの としての消極的な意味の福祉ではなく、資本主 義そのものの限界を見据えて、その危機的状況 を乗り越えていくことのできるような積極的意 味をもつ福祉ということになると思われる。

当事者性論の観点では、最重度・重症の人々を中核として据える福祉が、歴史的・社会的に 積極的意味をもつ福祉でありうると確信するものであるが、それは、従前の社会福祉の諸理論の批判的検討を通じて獲得されてきたものであった。ここでは、これらの著書に触発されつつ、 当事者性論の正当性の根拠を思想史の中に求め、 検討していってみることとしたい。

(2) J. J. ルソーにおける「共苦」の思想の意味

1) 「共苦」の思想の問題提起

かつて、越智昇氏は、論文「住民運動の変容 と地域組織」において、「住みつき態度の類型 | を提示したことがあったがも、明快なその図に おいて、「福祉文化」が「伝統主義文化」、「力 の文化」、「大衆社会文化」と並んで四極の一つ を成す代表的な文化型であることを示すととも に、それは、リーダーシップの特徴では「民主 主義」であり、集団的行動原理では「共育」、 エートスにおいては「安心を高める情熱」であ り、また、社会システムにつながる原理は「人 間解放」、その文化型をシンボライズするもの は「意味(福祉)」であるとした。その際、と くに、自治型の住みつき態度の集団的行動原理 は「共育」であることを、「思想としていえば、 J. J. ルソーの『共苦』にあたる (*) とし、自 治型に至るためには福祉文化を先どりし、共楽 ではない共苦の次元へ自らを否定的に高める契 機が不可欠であり、〈住む〉という態度関係に おいて、相互に〈痛み〉ないしは〈ひけめ〉と して自覚し、その克服をたゆまぬ「共育(共苦)」 として実践する過程が重要であることを主張さ れたのであった100。

この越智氏の論は、思想および社会学理論の 熟考の上に成立した氏の仮説を展開してみせて くれたものであったが、それはひとり地域社会論にとってのみでなく、福祉にかかわる者にとっても、大きな示唆を与えてくれたものであった。ただし、福祉における当事者性論にとっては、越智氏のいう「共苦」そのものと、共苦の次元へ自らを否定的に高めるという論理については、改めてルソーの思想にまで遡って追究してみる必要があると思われる。なぜならば、ルソーの『社会契約論』については、すでにそのイデオロギー的性格についてのルイ・アルチュセールによる批判がある"のであって、共苦の実践ということがルソーの論理そのものから出てくるといえるかどうかは疑問であるからである。

さて、J. J. ルソーの「共苦」の思想は、ル ソー研究者である樋口謹一氏が、ルソーのいう 憐れみ (pitié) の概念は同時にコンミゼラシ オン (commisération) という語も用いられて いるところから、これを「『共苦』とでも訳し うる」として、「苦しみを通しての連帯という 志向にこそ、ルソー的な『貧乏人』、『不幸な人 びと』の哲学の独創性が存した」20としたこと によると思われる。 pitié、 compassion、 commisération はいずれも「同情」、「あわれ み」を意味する語であるが、commisérationは compassion より能動的な意味をもつ語である から、そこからルソーの「憐れみ」を「共苦」 としてよいのかも知れない。また、「苦しみを 通しての連帯という志向」にルソーの独自の思 想性を認めることができるならば、それは越智 氏のように「共苦」の思想といってもよいかも 知れない13)。しかし、これはルソーの「社会契 約」についての様々な《読み方》があった10 の と同様に、ルソーの「憐れみ」についての可能 な《読み方》の一つなのであって、その解釈の 妥当性については検討を要するのではないかと 思われるのである。

われわれは、ルソーの「憐れみ」の概念のも

つ意味の確認から入ってみなければならない。

2)『人間不平等起源論』における「自己愛」、 「憐れみ」および「自尊心」の概念

周知のように、ルソーは、デジョンのアカデミーに提出した懸賞論文の第二論文『人間不平等起源論』において、「人間の現在の性質のなかに、根源的なものと人為的なものとを識別」し、さらに、「われわれの現在の状態(社会状態)をよく判断するためには必要であるような状態」 としての自然状態を仮説的に示すことによって人間の歴史に自然状態と社会状態を区別し、不平等の起源は私有と深く関係し、私有から分業、交換が生まれ、貧富の差が拡大することによって、自然状態から社会状態へ移るにつれて不平等は一層拡大したとして、アカデミーの課題に答えたのであった。

まず、その「序文」において、自然状態における人間(人間の魂の最初の最も単純なはたらき)には、理性に先だつ二つの原理が認められるとして、次のように述べられている。「その一つはわれわれの安寧と自己保存とについて熱烈な関心をわれわれにもたせるものであり、もう一つはあらゆる感性的存在、主としてわれわれの同胞が滅び、または苦しむのを見ることに、自然な嫌悪を起させるものである」¹⁶と。ここにいわれている前者がいわゆる「自己愛」、後者が「憐れみ」に他ならない。

「本論」においては、自然状態の人間の最も 原初的な状態の考察から入るが、自己愛や憐れ みなどの基本的な感情は感覚から生まれると考 えられており、知覚すること、感覚することが 最も根源的なものであって、その限りでは人間 は動物と異なるところはない。しかし、人間は 「自由な能因」という特質をもっており、欲望 や意志が感覚に加わることとなり、動物とは異 なるものになっていく。さらに、人間は、自己 を改善〔完成〕する能力をもっている点でも動物とは異なるとされる。この「自己改善能力」という無制限な能力こそ、人間のあらゆる不幸の源泉であり、平穏で無辜な日々が過ぎていくはずの原初的な状態から人間を引き出し、知識と誤謬、悪徳と美徳を孵化させ、ついには人間を彼自身と自然に対する暴君にしてしまったのだというのである」。

ルソーは、ホッブスの自然状態を批判すると き、「憐れみの情」をももってくる。それはホッ ブスが少しも気づいていなかった原理であると いう。「それは、ある種の状況において、人間 の自尊心のはげしさをやわらげ、あるいはこの 自尊心の発生以前では自己保存の欲求をやわら げるために、人間に与えられた原理であって、 それによって人間は同胞の苦しむのを見ること を嫌う生得の感情から、自己の幸福に対する熱 情を緩和するのである」いというのである。な お、ここでの自尊心については次のようなルソー 自身の注がつけられている。「自尊心〔利己心〕 amour-propre と自愛心 amour de soi-même とを混同してはならない。この二つの情念はそ の性質からいってもその効果からいっても非常 にちがったものである。自愛心は一つの自然的 な感情であって、これがすべての動物をその自 己保存に注意させ、また、人間においては理性 によって導かれ憐れみによって変容されて、人 間愛と美徳とを生み出すのである。自尊心は社 会のなかで生れる相対的で、人為的な感情にす ぎず、それは各個人に自己を他のだれよりも重 んじるようにしむけ、人々に互いに行なうあら ゆる悪を思いつかせるとともに、名誉の真の源 泉なのである。… (後略)」 と。

ルソーにおいては、自然状態における人間は、 すべての動物と同様に、自然によって与えられ た感覚、欲求に基づき、まず、自己保存の欲求、 自己愛をもっており、同時に憐れみの情をももっ ている。この憐れみの情によって、自己愛は変容されて人間愛と美徳を生み出す。しかし、社会状態になると、これとはちがった自尊心が生じ、あらゆる悪や名誉の源泉となるのであると考えているわけである。このように自己愛と並んで憐れみの情を語ったことこそ、ルソーの独自性であるといわれ、また、この二原理こそ、ルソーのいう自然、「帰るべき自然」であり、自然法に他ならないと考えられている²⁰⁾のもゆえなしとしないわけである。

しかし、われわれは、さらにすすんで、ルソー 自身の説明に基づいて、憐れみの情の何たるか をみておきたい。

ルソーは、一匹の野獣が一人の幼児をその母 の乳房からひったくり、食いちぎっている光景 を牢屋から見ている一人の囚人の例を挙げ、囚 人でさえ、この母と子に「なんの救いの手もの べられないことに、どうして彼が深い苦悩を覚 えずにいられようか!」と述べ、「これがあら ゆる反省に先立つ、自然の純粋な衝動であり、 これがいかに堕落した習俗でも破壊することの むずかしい自然の憐れみの力である」いという。 そして、寛大、仁慈、人間愛、さらには親切や 友情などは、特定の対象にそそがれた不変の憐 れみの情から生まれたのだともいい、さらに、 次のように述べているところも合わせて、われ われは注目しておかねばならない。すなわち、 「あわれみが一つの自然的感情であることは確 実であり、それは各個人における自己愛の活動 を調節し、種全体の相互保存に協力する。他人 が苦しんでいるのを見てわれわれが、なんの反 省もなく助けにゆくのは、この憐れみのためで ある。また、自然状態において、法律、習俗、 美徳のかわりをするのはこれであり、しかもそ の優しい声はだれも逆らおうとしないという長 所がある」²⁰と。また、「『他人にしてもらいた いと思うように他人にもせよ』というあの崇高

な、合理的正義の格率のかわりに、『他人の不幸をできるだけ少くして汝の幸福をきずけ』という、たしかに前のものほど完全ではないがおそらくいっそう有効な、自然の善性についてのもう一つの格率をすべての人の心にいだかせるのは、この憐れみの情である」²³⁾ と。

つまり、憐れみの情は、自然状態においては、 法律、習俗、美徳の代りをするものであったが、 現実の社会状態においても、自己愛と自己保存 にとって不可欠の、破壊されえない自然の力な のであり、一般に信じられている「合理的正義 の格率」とは異なった「一つの格率」を人々の 心に抱かせるものとして、重要な役割を果たす ものであると、ルソーは考えていたのであって、 それは、今日においても、憐れみの情がいかに 重要な概念であるかを説いていると理解するこ とができるのである。

ところで、ルソーのいう自然状態から社会状態への人間と社会の歴史的発展段階は、次の6段階である。①第一段階一純粋の自然状態、②第二段階一群れのように結びつく段階、人間が一時的にのみ、間歇的に結合する段階で、狩猟採集段階に当るともいわれる。③第三段階一人間が定住するようになり、家族が形成され、家父長的な支配も生じてくる段階、④第四段階一冶金と農業という二つの技術の革命によって飛躍的に農業の進んだ段階、⑤第五段階一この上もなく恐ろしい闘争状態がもたらされた段階、⑥第六段階一最後の「社会状態」の段階。

自己愛、憐れみ、自尊心との関係で注目すべきは、自己保存の欲求、自己愛と憐れみの感情はすでに第一段階において現われるものであること、また、それらの感情をふまえた自由な交渉の段階でもある第二段階は、ルソーにとって一つのモデルと考えられた時代と思われること、さらに、第四段階になると所有が生じ、自尊心(利己心)は利害に目ざめ、有ること(存在)

と見えること (外観) が全くちがったものになったこと、その結果、食婪な野心、他人を見下したいために財産を増やそうとする熱心がよこしまな傾向を呼び醒まし、親切の仮面、嫉妬心などが呼び醒まされ、競争と対抗意識、利害の対立、他人を犠牲にして自分の利益を得ようとするひそかな欲望などが生じてきたこと、以後人間は人間を食り食うことしか望まないあの餓えた狼のようなものになってしまったことなど、自愛心の自尊心への変容がもたらす欲望・感情の変質について述べられていることである²¹。

また、さらに、第五段階の戦争状態を経過し、 その状態から逃がれて第六段階(社会状態)に 入るとどのようになったかも注目しておかねば ならない。第五段階を経過した人間は、自分を 攻撃した者たちの力そのものを自分のために使 用し、自分の敵を自分の防禦者にするために、 自然法とは別種の格率を人間たちに吹き込む 「富者」の説明に従って、法の支配、一つの最 高の権力に彼らの力を集中するようになり、か くて、社会と法律が生ずることとなったという のである。そして、「この社会と法律が弱い者 には新たなくびきを、富める者には新たな力を 与え、自然の自由を永久に破壊してしまい、私 有と不平等の法律を永久に固定し、巧妙な簒奪 をもって取り消すことのできない権利としてし まい、若干の野心家の利益のために、以後全人類 を労働と隷属と貧困に屈服させたのである」 (**) という。そこでは、「万民法(国際法)の名の 下に、通商を可能にし、自然の憐れみのおぎな いをするために、自然法が暗黙の約束によって 緩和されたのであった。そこで自然の憐れみは、 人と人との間でもっていたほとんど一切の力を 社会と社会との間では失ってしまい、もはや諸 民族をへだてる想像上の境界を乗り越え、彼ら の創造した最高の存在に倣って人類全体をその 善意のなかに抱擁するような、幾人かの偉大な

世界市民的な人々の魂のなかにしかもはや存在 しなくなった [²⁶] というのである。

このように第六段階における法制度の下での 自愛心、憐れみの抑圧状況は、今日の福祉の名 の下で巧妙な簒奪が行われようとする政策的意 図ならびにそれによる法制化と一体どれほどの ちがいがあるであろうか。もちろん、このよう な第六段階こそまさに「社会状態」なのであり、 その矛盾を越えるために、ルソーの場合、『社 会契約論』の展開があることはいうまでもない。 しかし、『社会契約論』によって果たして問題 は解かれたといえるかどうかは疑問のあること ろであり、検討を要する点ではあるが、それに ついては機会を改めて検討することとし、ここ では、自己愛ならびに憐れみおよび自尊心につ いて、さらに『エミール』の中で検討していっ てみたい。

3)『エミール』における憐愍の思想の展開

『人間不平等起源論』で述べられた人間と社 会と文化の歴史的考察において、自然状態から 社会状態への発展を人間の文化の堕落の過程と 捉えるルソーの観点は、『エミール』において は、社会状態としての歴史的現実の奥に、自然 状態から引き継いできたもう一つの人間の本質 的側面を捉え、エミールの成長過程とその教育 を通じてそれを確保し、発展させる方法を論じ ることとなる。「共苦の思想」の存立可能性に かかわる人間の「自己愛」、「憐れみ」および 「自尊心」については、エミールの青年時代を 論じた第Ⅳ篇の中で、それらが感情から生じ、 自己愛から自尊心へ転化していく過程に即して、 一人の青年エミールの成長と教育の問題として 論じられているのである。以下においては『エ ミール』の中でとくに自己愛、憐れみおよび自 尊心について述べられている最も重要と思われ る点をいくつか取り出して検討してみることと

したい。

まず、「自己愛」と「自尊心」の何たるかについて、また、「自己愛」から「自尊心」への変化の問題について、次のように述べられているところがきわめて重要と思われる。

文①、「子どもの最初の感情は自分自身を愛 することである。そして、第二の感情は、第一 のものから派生する感情で、自分の近くにいる 人たちを愛することである。…(中略)…自己 愛は、自分自身しか考えに入れていないもので あるから、われわれの真の欲求が満たされてい れば満足している。しかし、自尊心は、自分を 他と比較するので、けっして満足しないし、ま た満足するわけがない。なぜなら、この感情は、 他人よりもわれわれ自身のほうをたいせつにす ると同時に、他人もまた彼ら自身よりもわれわ れのほうをたいせつにすることを要求するので あるが、それは不可能だからだ。そんなわけで、 自己愛からは優しい、情愛のこもった感情が生 まれ、自尊心からは、憎しみに満ちた、怒りの 感情が生まれるのである。」

文②、「どうして、われわれが自然だと思い込んでいるあの形が自尊心にそなわることになったかがおわかりだろう。そして、どうして自己愛が、絶対的な感情であることをやめて、大人物にあっては誇りに、小人物にあっては虚栄心となり、そしてすべての人にあって、たえず隣人の犠牲のうえに身を肥やしてゆくかということがおわかりになるだろう。」²⁶⁾

文③、「わたしのエミールは、いままで自分以外のものをながめたことがないので、彼が自分の同胞に対して投げかける最初の視線は、自分と彼らとを比較するように彼を仕向ける。そしてこの比較が彼のなかに呼びさます最初の感情は、第一位を望むことである。ここが、彼の自己愛の自尊心に変わる転換点なのであり、自尊心から派生するすべての情念の生まれ出る点

なのである。」²⁹⁾

自然に与えられた感情こそが出発点であり、 その感情からまず自己愛が生まれる。それは自 己保存の欲求に基づくものであることはすでに 『人間不平等起源論』において明らかにされた ところであった。この自己愛から自尊心が派生 してくる。あるいは文③によれば、自己愛が自 尊心に転換するのである。文①から、自尊心が いかに利己心であるかが明らかにみてとれるう えに、自己愛からは優しさ、情愛の感情が生ま れるが、自尊心からは憎しみや怒りの感情が生 まれるとされる。自尊心が生まれると、文②に みられるように、自己愛は絶対性を失い、その ために誇りや虚栄心、さらには隣人の犠牲の上 に身を肥やすという、まさに今日いうところの 卓越性 (distinction) が生まれることが示され ているのである。

では、「共苦の思想」の成立いかんにかかわる「憐れみ」については、どのように述べられているであろうか。次に挙げる文④~文⑧は、その何たるかを示している重要な部分と思われるので、長いが敢えて引用することとしたい。なお、後で検討する際に、とりわけ重要な箇所は下線をもって示すこととする。

文④、「人間に社会性をもたせるのは、その弱さである。われわれの心を人間愛に向かわせるのは、われわれの共通の不幸である。…(中略)…われわれは、その喜びに対する感情よりはむしろその苦しみに対する感情によって、われわれの同胞に愛着を感ずるのである。われわれはそこに、自分たちの本性が同一であることを、彼らがわれわれに対して愛着を保証していることを、ずっとよく感じ取るからである。われわれの共通の必要が、利害によってわれわれを結びつけるとすれば、われわれの共通の不幸は、情愛によってわれわれを結びつける。「³⁰

文⑤、「不幸な人が苦しんでいるのを見て、

だれが同情しないであろうか。ただ願いさえすればすむものであれば、だれがその人をその不幸から救ってやりたいと思わないだろうか。想像力は、われわれを、幸福な人の立場よりはむしろ不幸な人の立場に置くものだ。われわれは、あとの境遇のほうが、前の境遇よりも、自分にとって身近であることを感じるのだ。<u>あわれみは快い</u>。なぜなら、苦しんでいる人の立場に自分を置いてみながらも、やっぱり実際にはその人のように苦しんでいないという喜びをわれわれ感じるからだ。…(中略)…<u>憐愍</u>はわれわれを、他人の苦しんでいる不幸から免かれさせ(…中略…)ているように思われる。」³¹⁾

文⑥、「16歳になれば、青年には<u>苦しむ</u>とはどういうことかがわかっている。彼自身<u>苦しん</u>だことがあるのだから。しかし、ほかの人たちもまた<u>苦しむ</u>のだということはほとんどわかっていない。苦しむのを感じないで見ているだけでは、苦しみを知っていることにはならない。…(中略)…官能の最初の目ざめが彼の内部に想像力の火を点ずると、彼は自分を自分の同胞のうちに感じはじめる。彼らの嘆きに心を動かしはじめる。彼らの苦しみを味わいはじめる。そのときこそ、悩める人間の悲しい光景が、かつて心に感じたことのない最初の憐愍を、彼の心に呼び起すはずなのである。」³²⁾

文⑦、「このようにして<u>憐愍</u>が生まれる。それは自然の秩序に従えば、人間の心を動かす最初の相対的な感情である。…(中略)…この生まれつつある感受性をかきたて、豊かにするためには、…(中略)…彼の心に善意を、人間愛を、<u>憐愍</u>を、親切を、本来人間にとって好ましく思われる、あらゆる魅力的な、快い感情をかきたて、羨望や、貪欲や、憎悪や、いわば感受性を無にするのみならず、マイナスにし、それを感じる人の苦しみとなるような、あらゆる忌わしく、冷酷な感情の生まれるのを妨げること

にほかならない。」³³⁾

文®、「それゆえ、<u>憐愍</u>が弱さに堕落しないようにするためには、それを一般化し、人類全体のうえに及ぼすことが必要となる。そうすれば、われわれは<u>憐愍</u>が正義と一致するかぎりにおいてしか、その感情に身をゆだねない。あらゆる美徳のうちで、正義が、いちばん人々の共通の利益のために貢献するものだからだ。理性によって、またわれわれ自身に対する愛によって、われわれは、隣人よりも人類に対して、よりいっそうの<u>憐愍</u>をもたなければならないのである。そして、悪人にたいする<u>憐愍</u>は、人類に対するきわめて大きな残酷行為である。」³⁴⁾

以上の文④~⑧については、引用文はすべて中央公論社版の訳(訳〔A〕とする)に拠ったが、下線の重要箇所または概念については、フンラスの原典における原語とともに、岩波文庫の訳(訳〔B〕とする)と白水社版の訳(訳〔C〕とする)を合わせ示しながら検討をすすめていくこととする。⁵⁵⁾

まず、文④から、人間愛に向わせるのは「共通の不幸」であり、われわれ人間は、喜びよりは苦しみに対する感情によって同胞に愛着を感ずるのだとし、本性の同一性が愛着を保証するものであること、また、「共通の不幸」は情愛によってわれわを結びつけるものであることが説かれている。ここにいう「共通の不幸」の原語は miséres communes であり、訳〔B〕では「共通のみじめさ」、訳〔C〕では「共通の苦しみ」と訳されているものである。

この「共通の不幸」とともに、文⑤でいわれるように、不幸の人の立場におくものは想像力であり、幸福な人の立場より不幸の人の立場・境遇の方が身近かであることを感じさせるものだという説明には、「不幸」(訳〔C〕では「苦しみ」)そのもののもっている人間的であり、人間愛に向わしめる意識(存在論的意味)が述

べられているとみることができる点で注目すべきところである。

しかし、文⑤の途中の「あわれみは快い。」 の原文はLa pitié est douce.で、訳〔B〕で は「同情は快い。」、訳〔C〕では「憐れみは甘 い。」と訳されているものであるが、その快い (甘い) 理由は、「実際には、その人のように苦 しんでいないという喜びをわれわれは感じるか らだ」とされ、そのうえ、その意味の憐愍は、 われわれを他人の苦しんでいる不幸から免かれ させるものだ、ということが述べられているの であって、もし「共苦」を文字通り「共に苦し むこと」だとすれば、少なくともここでの憐愍 (憐れみ)は「共苦」とはいえないものであり、 むしろ自尊心に近い意識なのではないかと思わ れる。これは、ルソーの論理自体の矛盾であろ うか。少なくともこれは、ルソーの思想を「共 苦」の思想というには自ずから限界のあること を示しているのではないかと思われるのである。

しかし、次の文⑥では、「苦しむ」とはどう いうことかがわかるのは「苦しんだことがある から」ということ、「苦しむ」のを見ているだ けでは「苦しみ」を知っていることにはならな いということ、想像力によって他人の「嘆き」 に心を動かし、「苦しみ」を味わいはじめるこ と、など、「苦」そのものについての理解から、 「共苦」に向う心の動きとしての憐愍について 語られているのであり、文⑦では、こうして生 まれる「憐愍」が人間の心を動かす「最初の相 対的な感情」であることとともに、その意味で の「感受性」を豊かにすることの重要性が説か れているのであって、そこには、ルソーの思想 を「共苦」の思想としうる可能性がある点で注 目すべきところである。しかし、文⑥における 「苦しむ」、「苦しみ」の原語は souffrir であり、 訳〔B〕では「悩む」、「悩み」と訳され、また 訳〔C〕では「苦しむ」、「苦しみ」と訳されて

いるものである。また、文⑦における「憐愍」の原語は pitié であって、訳〔B〕では「あわれみの心」、訳〔C〕では「憐れみの情」と訳されている。しかし、文⑦で、感受性を豊かにするためにかきたてるべき快い感情の一つとしてあげられている「憐愍」は、原語ではcommisérationであって、訳〔B〕では「同情心」、訳〔C〕では「共苦」と訳されているものであることに、われわれはとりわけ注目しておかねばならないと考えるのである。ルソーの思想が「共苦」の思想といわれるゆえんはcommisérationにあるからである。

このことと関係して、文⑧では、「憐愍」が弱さに堕落しないために、隣人に対する憐愍と人類に対する憐愍および悪人に対する憐愍が区別され、人類に対する憐愍が最も正義に適っている点で最も重要とされ、逆に同じ憐愍でも悪人に対する憐愍は人類に対する残酷行為であると論じていることも注目すべきことである。ここにいわれる「憐愍」の原語はpitiéであるが、訳〔B〕では「同情」、訳〔C〕では「憐れみの情」と訳されている。

樋口謹一氏の主張のように、ルソーの「憐愍」を「共苦」の思想といいうるには、確かにpitiéのほかにcommisérationも使われているけれども、文⑦の文脈の中で使われているcommisérationを「共苦」としうるためには、その前にみた文④および文⑤における論理と文⑥における論理の間の"ずれ"を埋めるものとして、つまり、自尊心に近い意味にとどまる「憐愍」と、共苦に向う心の動きを示す「憐愍」との間の"ずれ"を埋めるものとして、とくに、文⑥における論理を明確にシンボライズするものとして、「共苦」ということができなければならないのではないであろうか。

4)「憐愍」から「共苦」への意義と限界

以上にみてきたように、pitié の訳語として は「あわれみの心」、「同情」、「憐愍」、「憐れみ の情し、「憐れみ」等の訳語が使われており、ま た、commisération も「同情心」、「憐愍」から 「共苦 | へと訳語が変えられてきたのである。 翻訳者はそれぞれフランス語にも、ルソーの思 想にも専門の人たちであるから、どの訳が正し いとか、誤りであるとかいうのではもとよりな い。しかし、それぞれの訳から得られるルソー の思想像には明らかに若干のずれのあることだ けは確かである[∞]。訳〔A〕からは、ルソーの 思想は、まさに「憐愍」の思想として理解され るのに対して、訳〔B〕では、かなり重要な文 脈で「同情」、「同情心」が用いられ、「苦しみ」 よりは「悩み」に対する「同情」こそがルソー の思想であるように理解される可能性が強いと いえるであろう。これに対して、訳〔C〕から は「憐れみの情」よりは「苦しみ」に対する 「共苦」への志向がルソーの思想として理解さ れる可能性がある。これらは、訳者自身のルソー 解釈の表われであり、最初に述べたように、そ れはルソーの一つの《読み方》であるというこ とが、この場合にも明らかにいえるように思わ れるのである37)。

フランス革命よりも30年近く前に、革命後に一般化する市民社会における自由と民主主義の理論を、たとえその自由、民主主義の意味に問題があろうとも、いち早く提唱したルソーの偉大さは認めるにやぶさかではないが、なぜ、その最も重要な概念の一つである pitié の概念についての解釈にこうもちがいが生ずるのか。

この概念の解釈上の"ずれ"は、市民社会としての近代以降の現実の社会と人間との関係のあり方に対する把握の仕方のちがいではないであろうか。フランス革命がブルジョア革命であ

り、市民社会の成員がブルジョア的性格をもち、 また、それでよいとする規範(ノモス一コスモ ス)が一般的な「構造」をつくっていた間は、 pitié も commisération も、「憐愍」でも「同 情」でもよかったのではないか。しかし、一般 的な「構造」がゆらぎ、その「構造」から外部 化され、場合によっては排除され、抑圧されて きたものの「苦しみ」とその存在そのものがも つ「力」がもはや無視すべからざるものとなり つつあるとき、「構造」の中にどっぷりとつかっ ている者でさえ、その外部化された存在の苦し みを傍観していることは許されず、まして、そ れを抑圧するところに民主主義の原理を認める わけにはいかなくなるのは当然で、したがって、 民主主義の源泉を思想として確立したルソーの 思想が、単なる「同情」や「憐愍」の思想では なく、「共苦」こそがその思想の核心であると 解釈されるようになったとしても決して不思議 ではないのである。

しかし、それにもかかわらず、ルソーの生き た当時の歴史的、社会的条件の中では、「苦し み」そのものも、「苦悩する人間」も、また、 一般的な「構造」の中で自尊心をもって生きる 人間の、これらの人たちに対する「憐愍」の情 も、未だ正当に理解できるほど条件が整ってい なかったのではないか。換言すれば、それらに 対して十分に妥当な理解ができるほどには、歴 史的・社会的条件が成熟していなかったのでは ないかと思われるのである。したがって、ルソー の思想は、まさに樋口氏が適切に表現している ように、「苦しみを通しての連帯」なのであっ て、「共苦」を志向した思想であったというこ とはできても、「共苦の思想」というには限界 があったと考えるのが妥当であろう。その思想 が「共苦の思想」となりうるためには、もう一 つの「時代の苦しみ」を経る必要があり、また、 もう一つの論理を媒介にした人間論を必要とし

たものと思われるのである。

ただし、今日、福祉の世界においてさえも、 「同情はいけない」、「同情は困る」といわれ、 あたかも「同情」は福祉から全く排除されるべ きものの如くにいわれてきた。もちろん、今日 の福祉は、社会事業そのものではなく、まして や慈善事業ではないから、慈善と結びつき易い 「同情」が排除されるところに科学的な社会福 祉の考え方が成り立つと考えるのも無理からぬ ものがある。しかし、ルソーの「憐愍の情」あ るいは「同情」は、以上にみてきたように、い まわしき社会状態に対して、自然から与えられ た感情を基として、自然状態の人間にこそ備わ るべき自己愛と並ぶ重要なものなのであり、同 時に、社会状態においても、どんなに抑圧され ようとも破壊されえない自然の力なのである。 「同情」あるいは「憐愍」が、「共苦」とはどん なに隔っていようとも、実は「共苦の実践」は、 「同情」あるいは「憐愍」抜きには成り立ちえ ないことをルソーの思想は示しているのであっ て、その「共苦の実践」への芽たるべきものを、 芽のうちに摘み取って、科学的な福祉の理論と 実践が成り立つかに考えてきたこれまでの福祉 の理論は、きわめて重大な問題を誤認してきた といわなければならないであろう。換言すれば、 福祉の魂たるべき思想を抜きにした福祉の転倒 した姿を、ルソーの「憐愍」の思想は映し出し てくれているとみることができるのである。

われわれは、ルソーの思想の意義を、さらに その後の思想や社会理論の発展の中で明らかに していかなければならないと考える。それは、 一つには、「苦しみ」そのものを負わされた人々= 「受苦者」の存在の意義において、もう一つは、 自尊心の表われとしての利害状況、とくに内的・ 心理的利害状況をめぐる社会理論においてであ る。しかし、ここでは、前者についての考察に とどめざるをえない。

(3) 「受苦的存在」と「受苦者の連帯」の思想

1)「人間的解放」とその担い手

ルソーが『社会契約論』の中で、政治的人間 を描く際に、「人間から彼の固有の力を取り去っ て、彼にとって余所ものの力、他人の助けなし には彼の用いることのできぬ力を彼に与えなけ ればならない」としたことを、『独仏年誌』中 の著名な論文「ユダヤ人問題によせて」におい て初期マルクスは評価しつつも、政治的解放を 批判して「人間的解放」を主張したのであった が39、その意味するところは、ルソーの『社会 契約論』の論理に即していえば、特殊意志をも つ諸個人の、全面的譲渡によって成り立つ一般 意志の問題に他ならなかったとみることができ るであろう。人間の固有の力(forces propres) は具体的な個人の特殊意志の中にあるが、これ を全面的に譲渡することによって、すなわち疎 外することによって成り立つ一般意志に基づく 政治体制が、いかに民主的にみえようとも、す でにこの全面的譲渡において、政治的解放の限 界を示していることを批判したのであった⁴♡。

したがって、政治的解放の批判として立論される「人間的解放」は、具体的な個人からはじまり、そのうちにある「固有の力」を社会的な力として組織化することにあった。いわく、「現実的な個体的人間が抽象的な公民を己がうちへ取り戻し、個体的人間として彼の経験生活のなかで、彼の個人的労働のなかで、彼の個人的労働のなかで、彼の個人的党社となったとき、人間が彼の固有の力(forces propres)を社会的な力とみとめてこれを組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力の姿において己れから分離することをしないとき、このときにこそはじめて人間的解放の成就があるのである」「()) (傍点は訳文のママ)と。

もちろん、抽象的な公民を己がうちへ取り戻 し、類的存在者となるという論理は、ヘーゲル の絶対精神 (absolute Geist) の自己運動の過 程としての自己疎外 (Selbst-Entfremdung) と自己還帰 (Selbst-Zurückkehrung) の論理に 対して、その逆立ちした論理たることを批判し たフォイエルバッハの論理に基づきつつ、これ を発展させたものであり、フォイエルバッハの 「類的本質」(Gattungswesen) 概念が、歴史的・ 社会的条件の中で展開されるマルクスの論理に おいては「類的存在」として把握され、国家と 市民社会への分裂とともに公民と私人との分裂 という現実の社会の構造的把握の中での疎外克 服の論理に他ならないことが理解される必要が ある40。しかし、その論理の展開は、同時に、 ルソーのいう人間の固有の力が大前提になって おり、現実的、個体的な人間の固有の力を社会 的な力と認めてこれを組織することとなってい るわけである。換言すれば、全面的譲渡によっ て一般意志の中に疎外した「公民」としての部 分を、現実的な諸個人の特殊意志のうちにある 人間の固有の力を社会的な力として組織するこ とによって取り戻し、「類的存在者」となるこ との筋道を示すことで、現実の法制度の限界を 示し、かつその批判の先の実践的方法が明らか にされているとみることができるのであって、 今日においても、法制度のもつ現実的性格を認 識するとともに、同時に、その批判は特殊意志 に内在する固有の力を組織する〈実践〉に拠る べきことが示唆されているとみることができる であろう。

こうして、初期マルクスにおける人間論・疎 外論は、人間的解放の重要性を説くことから、 さらにすすんで、その人間的解放の担い手の追 究に向い、それをプロレタリアートに求める理 論へと展開されていくこととなる。福祉におけ る当事者性論の思想史的根拠を追究するわれわ れは、その際に提示された「プロレタリアート」 概念をもって示された人間的構造に注目せざる をえないのである。その定義的表現では、次の ように述べられている。

「この市民社会の一階級は市民社会のいかな る階級でもなく、この市民社会の一身分はあら ゆる身分の解消であり、この市民社会の一圏は その全面的苦難のゆえに或る全般的性格を所有 していて、いかなる特別な権利をも要求するこ とはない。けだしそれが蒙のはいかなる特別な 、 、 、 、 、 、 で もなく、 ずばり 不正そのものだからであ る。それはもはや何か歴史的な権原ではなくて、 わずかになお人間的な権原のみを拠り所にしう るものであり、ドイツ国家制度の諸帰結に一面 的に対立しているのではなくて、それの諸前提 に全面的に対立しているのであり、とどのつま りそれは己れを社会の爾余のあらゆる圏から解 放することなしには、したがって社会の爾余の あらゆる圏を解放することなしには、己れを解 放することのできない圏であり、一言にして尽 せば、人間の全き喪失であり、それゆえにただ 、、、、、、、、、、、、、、 人間の全き取り戻しによってのみ己れ自身を獲 得しうる圏である。社会のこの解消が一つの特 殊な身分として存在するのがプロレタリアート にほかならぬ」(第)(傍点は訳文のママ)と。

われわれは、プロレタリアート概念にまつわる一切の偏見を取り除いてみなければならない。ここに提示されているプロレタリアートとは、階級にして階級にあらずであり、特殊な身分なのであって、その身分は、あらゆる身分の解消であるような身分である。それは、差別的な現実の社会の「構造」的力を解消していかざるをえない立場にあり、また、その権原をもつといえよう。そして、その解放とは、他のすべての圏からの自己自身の圏の解放と、他のすべての圏の解放との双方をぬきにしては自己の解放が不可能であるような、そのような圏なのである。

それは、現実の階層構造をもっている社会の中では、最下の層として位置づけられている人々を指しているとみることができるであろう。そのような全き喪失であるような人間とは、その身分とは、現実の社会においては、もはや「労働者階級」というよりは、「労働者」の下に位置づけられ、福祉の「対象者」とされてきた人々のことであり、とりわけ最も重度・重症で、最も生活の困難な人々ではないであろうか。初期マルクスの論理は、こうした身分・境遇におかれた人々こそが、自らの人間的解放と、人間解放一般との権原たる存在であることを明確に示しているものであり、その論理は当事者の正当性の根拠を与えているものと考えることができるように思われるのである。

2)「自己疎外」の克服と「受動的苦悩」

さて、初期マルクスの思想的発展は、上述の 『独仏年誌』誌上の論文に続いて『経済学・哲 学草稿』の中で進められるが、その第一草稿中 の「疎外された労働」断片において、疎外され た労働と私有財産との関係から、私有財産の発 展の秘密が解かれ、それ以降の経済学的研究に ついての展望が得られた40あと、第三草稿にお いては、「自己疎外の止揚」の方途について論 が展開されることとなる。その場合、「自己疎 外の止揚は、自己疎外と同一の過程を辿ってい く」りとされる。それは、すでに「疎外された 労働」断片において、国民経済上の現に存在す る事実としての疎外の現実が述べられる際の、 屡々引用され、解釈上の問題を提起してきた、 著名な文、すなわち、「労働の生産物は、対象 のなかに固定化された、事物化された労働であ り、労働の対象化である。労働の実現は労働の 対象化である。国民経済的状態のなかでは、労 働のこの実現が労働者の現実性剥奪として現わ れ、対象化が対象の喪失および対象への隷属と

して、〔対象〕の獲得が疎外として、外化として現われる。」⁽⁶⁾ (傍点は訳文のママ、〔〕は訳者が補ったもの)と述べられていた道程と、まさに同一の過程を、しかし、いわば逆の進み方で、辿るものと思われる。しかし、ここではその道程において、とくに「受苦的存在」に関して述べられている点についてみておきたい。それについては、第三草稿の中で、二箇所で述べられている。すなわち、

文①、私有財産の積極的止揚の下では、「世 界にたいする人間的諸関係のどれもみな、すな わち、見る、聞く、嗅ぐ、味わう、感ずる、思 惟する、直観する、感じとる、意欲する、活動 する、愛すること、要するに人間の個性のすべ ての諸器官は、その形態の上で直接に共同体的 諸器官として存在する諸器官と同様に、それら の対象的な態度において、あるいは対象にたい 、、 するそれらの態度において、対象「をわがもの とする〕獲得なのである。人間的現実性の獲得、 対象にたいするそれらの諸器官の態度は、入間 的現実性の確証行為である。すなわち、人間的 な能動性〔Wirksamkeit〕と人間的な受動的苦 悩〔Leiden〕とである。なぜなら、受動的苦悩 は、人間的に解すれば、人間の一つの自己享受 だからである。 (***) (傍点は訳文のママ、〔〕は 訳者が補ったもの)と。

文②、私有財産の積極的に止揚された段階では、「国民経済的な富と貧困とにかわって、ゆたかな人間とゆたかな人間的欲求とが現われることをわれわれは見いだす。ゆたかな人間は、同時に人間的な生命発現の総体を必要としている人間である。すなわち、自分自身の実現ということが内的必然性として、必須のもの(Not)として彼のうちに存する人間である。人間の富だけでなく、文芝もまた——社会主義を前提するならば——人間的な、それゆえ社会的な意義をひとしく獲得するのである。欠乏は、

人間にとって最大の富である他の人間を、欲求として感じさせる受動的な紐帯である。私のなかでの対象的存在の支配、私の本質的活動の感性的な発動は熱情であるが、それがここ〔社会主義の前提のもと〕では同時にまた私の本質の活動となるのである。」⁽⁵⁾ (傍点は訳文のママ、〔〕は訳者が補ったもの)と。

文①における「受動的苦悩」(Leiden)は、苦悩の他に受難の意味があり、いわゆる宗教的な意味での「受難」に通じるものでもあるが、いうまでもなく、天上の批判から地上の批判へすでに向っていたマルクスの場合には苦悩の意である。しかし、受動的苦悩がなぜ人間の一つの自己享受でありうるか。それは、文②と深くかかわっていると思われる。文②における「熱情」(Leidenschaft)は受動的な意味をもっており、それが社会主義を前提とする場合は、同時に能動的な「活動」(Tätigkeit)となることを述べようとしているのだといわれる。ここでの文意をよく理解するためには、われわれは、ひとまずフォイエルバッハに遡ってみる必要がある⁶⁰。

3) フォイエルバッハの「受苦的存在」の思想

フォイエルバッハの「哲学改革のための暫定 的提言」は、ライン新聞社の主筆であったマル クスをして、突如として「書斎に引きこもるこ と」を決意させるに至ったほどに強大な影響力 をもつものであったと思われる⁵⁰⁾ が、その中で は、フォイエルバッハは、新しい哲学を構想し、 その唯物論の立場から、従来の哲学、とりわけ へーゲル哲学を厳しく批判する論を展開してい る。その唯物論は、しかし、「現実的人間学」 であって、何よりも、人間における感覚を重視 し、質を重視して、存在と意識の統一を説き、 時間・空間の中での思考と存在の真の関係の把 握を主張するものであった。人間は「質を思考 する前に質を感じる。受動が思考に先立つ」⁵¹⁰ (傍点は訳文のママ)とし、感性的存在と「受動的な原理」の重要性を説いているのである。

受動的原理の重要性は、次の文によっても明 らかである。すなわち、「哲学の本質的な道具、 器官は、能動性、自由、形而上的無限、および 観念論の源である頭脳と、受動性、有限性、欲 求、および感覚論の源泉である心情である。理 論的に言いあらわせば、思考と直観である。と いうのは、思考は頭脳の欲求であり、直観、感 覚は心情の欲求だからである。思考は学派や体 系の原理であり、直観は生命の原理である。直 観においては私は対象によって規定され、思考 においては私が対象を規定する。思考では私は 自我であり、直観では非我である。ただ、思考 の否定から、対象によって規定されていること から、受動から、すべての喜びと苦しみの源泉 からだけ、真実で客観的な思想、真実で客観的 な哲学は生みだされる。」52) (傍点は訳文のママ) کے

受動性の原理は、真実で客観的な思想、真実で客観的な哲学を構想するフォイエルバッハの哲学の原理なのであり、それは、頭脳よりは心情を、思考よりは直観を重視するからであり、その理由は、対象によって規定されている存在としての非我としての私(唯物論的存在)から出発せんがためであり、すべての喜びと苦しみの源泉だからである、ということができよう。

この文脈の中で、かの注目すべき文が述べられているのである。すなわち、「限界もなく時間もなく窮迫もないところには、また、質もななエネルギーもなく精気もなく情熱もなく愛もない。窮迫した(notleidend)存在だけが、必然的な(notwendig)存在である。欲求のない生活は余計な生活である。欲求一般のないものにはまた生存の欲求もない。それはあろうとなかろうと同じであり、自分にとっても、他のも

のにとっても同じである。窮迫のない存在は根拠のない存在である。悩むことのできるものだけが、生存するに値する。苦痛にみちた存在だけが、神的な存在である。悩みのない存在は、存在のない存在である。悩みのない存在は、感性のない・物質のない存在にほかならない。」⁵³⁰ (傍点および括弧は訳文のママ)と。

窮迫した存在、悩むことのできるもの、苦痛にみちた存在だけが生存に値する存在であり、感性的な存在であるが、それは、人間が質をもち、エネルギーをもち、精気をもち、情熱をもち、愛をもっているからであり、欲求、とりわけ生存の欲求をもっているからである。それが根拠のある存在であり、人間存在の根拠である。こうしたことをフォイエルバッハの思想は明らかにしてくれるものであった。

4)「受苦的存在」の受動性と能動性

したがって、フォイエルバッハにあっては、 伝統的に受難として考えられてきた人類の運命 は⁵⁰ 個々の人間の「苦悩」として把握し直され ているうえに、個々人における苦悩こそ、人間 存在の根拠であると把握されているといえるで あろう。しかし、それは「受動的な原理」によ るものであるから、まさに「受動的苦悩」すな わち「受苦」といいうる。人間は「受苦的存在」 であるところにその根拠をもっているといい直 すことができるであろう。しかし、フォイエル バッハ哲学は、すでに弁証法的論理をもちなが らも⁵⁰ なお基本的には唯物論たる性格をもって いるのであって、この受動的苦悩=受苦はその ことを如実に示しているものといえるのである。

このような性格をもつフォイエルバッハ哲学に重大な示唆を得ながらも、その限界を、能動性をもって越えようとするところに、弁証法的唯物論に向けて精練されつつあったマルクスの思想の積極的性格を、先に引用した『経済学・

哲学草稿』中の文①および文②から読みとるこ とができるのである。再びその二つの文の検討 に立ち戻ってみれば、文①では、人間的現実性 の確証行為は、人間的な能動性と人間的な受動 的苦悩とであるとされているわけで、その際、 受動的苦悩は、「人間的に解すれば人間の一つ の自己享受である」というのであった。自己享 受とは、自己疎外の反対概念であるから、「疎 外された労働」の第二規定、すなわち、労働に おける疎外、その本質的表現である「自己疎外」 に対して、「自己疎外」を未だ起していない本 来の人間の状態か、あるいは、「自己疎外」を 克服したあとの人間の状態を指しているものと 思われるのであって、「受苦」は、まさにこの 両者を含んでいることを意味していると思われ るのである。つまり、「受苦的存在」は、自己 疎外を起す以前の人間存在を示していると同時 に、現実の人間の自己疎外の克服後の状態、す なわち『経済学・哲学草稿』における論理では、 「自己還帰」としての人間のめざすべき境位を も示していると思われるのである55)。

さらに、文②では、人間にとっての最大の富 としての他の人間との紐帯は「受動的な紐帯」 であるとしているわけであるが、フォイエルバッ ハ哲学の受動的な原理を前提にすれば、それこ そが人間的な紐帯であることは容易に理解でき るところであり、また、その場合の受苦の「受 動性」と同時に「熱情」をも意味する Leidenschaft が、私の(人間の)本質的な活 動となるということは、まさに、「受苦」とい う受動的紐帯によって結びつく人間の連帯= 「受苦者の連帯」の初発の点を表現しているも のと解されるのである。換言すれば、受苦的存 在のエネルギーの発露としての熱情こそ、人間 的な社会を構成するための個々の人間の人間的 活動の源泉であることを明らかにしているので あって、今日においても、とくに、福祉の活動 の意味とその根拠を追究するものにとって、その根拠のありかを示しているものとして、その 意義は一層大きなものがあるといえるであろう。

(4) とりあえずの結論 ―「共苦の実践」の思想に向けて―

以上に素描してきたように、まず、ルソーの 「共苦」の思想は、共苦の実践を含意する「共 苦の思想」というには限界を免れ難い、いわば 「自己愛と憐愍の思想」というのが妥当のよう に思われる。しかし、そのなかには二重の意味 が込められているように思われる。すなわち、 一方では、「共苦」を志向する心の動きが含意 されていること、そして、他方では、その動き の源泉は、そもそも人間に自然の贈物として備 わっていた自己愛と憐愍(同情)であることが 明らかにされていること、の二重の意味である。 「共苦」を志向しても、「共苦の実践」にまでは 至っていなかったことは、ルソーの思想の限界 であり、それにもかかわらず、「共苦の実践」 を含意する「共苦の思想」として過大評価する のは妥当とは思われない。この時代的制約を受 けたルソーの思想の限界は、その後の思想史的 発展のなかではじめて「共苦の実践」を含意し た「共苦の思想」となりえていったと思われる のである。

われわれは、それを「受苦者の連帯」の思想の中に求め、ルソーの思想を受け継ぎながらも、これを批判的に発展せしめた「初期マルクス」の思想を通じて検討した結果、まず、マルクス以前のフォイエルバッハの哲学において、「受苦的存在」が人間の根拠であること、しかもそれは、客観的真実を追究する唯物論的立場なればこそ、基礎づけが可能となったことを明らかに知ることができたと思う。しかし、フォイエルバッハの哲学も、「受苦的存在」そのものの存在論的根拠を示しえても、「受苦者の連帯」

の意味はなかったと思われるのである。その点、 初期マルクスの論理は、未だ弁証法的唯物論と して確立する以前の人間論・疎外論の論理では あったが、明らかに、「受動的苦悩」が「熱情」 と同一のものとして、しかも前者から後者への 転回の論理が含意されているのであって、人間 の自己疎外の現実のなかで、「受苦的存在」の 具体的姿は「プロレタリアート」として、人間 の全き喪失ではあるが、逆にそれ故に、自己お よびすべての人間の解放という「人間的解放」 の権原であり担い手たりうるのであって、その 「受苦的存在」が人間の自己疎外を克服し、本 来の人間を取り戻しうるために活動することの 必然性を解き明かす論理であった。しかし、そ れにもかかわらず、それは、「受苦的存在」が 人間の根拠であり、それ故、受苦者の「人間的 解放」の活動がいかに重要であるかを示しては いるが、やはり、「受苦者の連帯」というとこ ろまで含意されていたとみることができるかど うかは疑問としなければならないのである⁵¯。

「受苦的存在」の受動的性格と同時に能動的 性格をもつことの必然性が、具体的な歴史的現 実として明らかにされるには、また、さらに、 その必然性が文字通り「受苦者の連帯」の思想 といいうるものになるためには、われわれは、 さらなる思想史的展開の過程をみなければなら ないように思われる。今後進められるべき「共 苦の実践」の思想、「受苦者の連帯」の思想の 系譜学的追究は、少なくとも、第一に、実存主 義の思想、とりわけキルケゴールとサルトルに おける「苦悩」についての思想を検討してみる 必要があるであろうし、第二に、フランクフル ト学派の苛酷な歴史的経験をふまえた理論の展 開の中に、とりわけベンヤミンの「廃墟の視点」 の中に、一つの確証行為をみなければならない ように思われる。これと関係して、フランクル やエリ・ヴィーゼルの苦難の歴史的経験をふま

えて展開された理論もまた検討してみなければならないであろう。そして第三に、受難=人間の運命に関して、改めてウェーバの宗教社会学的理論も、そして、さらに、現代思想や現代社会理論の中でどのように発展せしめられているかも検討してみる必要があるように思われる⁵⁵。

いずれにしても、そこまで辿ってみないことには確たることはいえないが、これまでのところで、とりあえずの結論としていえることは、「共苦の思想」ならびに「受苦者の連帯の思想」に向けての思想史的歩みは、今日の福祉の現実の状況に対して、当事者こそが主体であり、人間的根拠なのであること、したがって、当事者性の観点とその実践をもって福祉の世界を整序しようとする理論と方法の思想史的根拠を与えてくれる可能性が十分にあることである。

注

- 1) 京極高宣『介護革命―老後を待ち遠しくする 公的介護保険システム―』、ベネッセコーポレー ション、1996年;同『介護保険の戦略―21世紀 型社会保障のあり方―』、中央法規、1997年;里 見賢治・二木立・伊東敬文『公的介護保険に異 議あり―もう―つの提案―』、ミネルヴァ書房、 1996年。
- 2) 三浦文夫『社会福祉政策研究』、全国社会福祉協議会、1985年、第11章参照。
- 3) 八王子の特別養護老人ホーム入所中の最重度・ 重症の老人の場合、毎月の収入3万円余である が、介護保険料および介護サービス費(ランク V最重度)と食費を合わせ5万円余を支払わな ければならなくなる。施設側では採算の合わな い老人の介護はできなくなるという。介護保険 をめぐる深刻な実態が報告されている(NHK12 月8日ニュース)。
- 4) R.M. Titmuss, Commitment to Welfare, George Allen and Unwin Ltd. 1968, Part III,

- Chap. X Universal and Selectiv Social Services. (pp.113~123). 三浦文夫監訳『社会福祉と社会保障』、東京大学出版会、1971年、第3部、I (137~151頁) 参照。
- 5) ibid. p. 122, 同上訳書、150~151頁。
- 6) 身体障害者の自立生活運動における力量の成果は、ADA(アメリカ障害者法)の成立やわが国でもJIL(日本自立生活センター協議会)の運動、その他の運動でよく知られている通りであるが、知的障害者の自立生活運動も、ピープル・ファーストの近年の活動は注目されるところである。『第3回ピープル・ファースト国際会議、感想・報告文集』、世界会議旅行団、1994年;ビル・ウォーレル著、河東田博訳『ピープル・ファースト支援者のための手引き』、現代書館、1996年参照。
- 7) 見田宗介「commentary 21世紀を読む、消費 社会」、AERA、No.50、(1997.12.1)、67頁。
- 8) 越智昇「住民運動の変容と地域組織」、 蓮見音 彦・奥田道大編『地域社会論』、 有斐閣、1980年、 とくに312~334頁。
- 9) 同上、331頁。
- 10) 同上、331~332頁。
- 11) アルチュセール、西川長夫・坂上孝訳「ルソーの『社会契約』について」、『政治と歴史』、紀伊国屋書店、1974年、143~209頁。
- 12) 樋口謹一『ルソーの政治思想』、世界思想社、 1978年、20~21頁。
- 13) 樋口氏は、「共苦」とでも訳しうるとし、苦しみを通しての連帯という志向にこそ、ルソーの哲学の独創性があるとしたのに対して、越智氏は、「このルソーの思想を樋口氏は『共苦』の思想であるとして重視している」と解説している。ここでは、ルソーの「憐れみ」を「共苦」と訳して、共苦への志向性を強調するのを「共苦」の思想とし、「共苦」を文字通り「共に苦しむ」あるいは「共に苦しむ実践」(越智氏のいう

「『共苦』として実践する過程」)を含意せしめる 思想を内容とするのを「共苦の思想」と表現す ることとしたい。

- 14) アルチュセール、前掲論文、173~174頁。
- 15) ルソー著、本田喜代治・平岡昇訳『人間不平等起源論』、岩波文庫、27頁。
- 16) 同上、30~31頁。
- 17) 同上、52~53頁。
- 18) 同上、71頁。
- 19) 同上、181頁。
- 20) 樋口謹一、同上書、8頁。
- 21) ルソー『人間不平等起源論』、72頁。
- 22) 同上、74~75頁。
- 23) 同上、75頁。
- 24) 同上、とくに102~103頁。
- 25) 同上、106頁。
- 26) 同上、107頁。
- 27) ルソー著、戸部松実訳「エミール」、平岡昇貴 任編集『世界の名著36、ルソー』、中央公論社、 1978年、468頁上段~下段。
- 28) 同上、470頁下段。
- 29) 同上、476頁下段。
- 30) 同上、473頁上段~下段。
- 31) 同上、474頁上段。
- 32) 同上、474頁下段~475頁上段。
- 33) 同上、475頁下段~476頁上段。
- 34) 同上、482頁下段。
- 35) 原典は、J.-J. Rousseau, ÉMILE OU DE L'ÉDUCATION, Paris Éditions Garnier Frères 1951.
 - 訳〔A〕は、前掲、戸部松実訳、中央公論社版、 1978年。
 - 訳 [B] は、今野一雄訳、岩波文庫版、1963年。 訳 [C] は、樋口謹一訳、白水社版、1986年。 したがって、翻訳書の出版順は、[B] → [A] → [C] であることに注意されたい。
- 36) 学生時代に、「エミール」ゼミで、フランス語

- の上記原典を使い、同時に、日本語訳(平林初 之輔訳、岩波文庫版)、英訳、ドイツ語訳を対比 的に検討し、いかに日本語訳ではルソーの真意 が正しく理解されないでしまうかを勝田守一先 生に教わったことがあった。Pitie をめぐる日本 語訳について、同様の問題のあることを思わず にはいられないのである。
- 37) ルソーの『エミール』に対する解説本で「原典に即して読解した新鮮な入門書」とされる吉澤昇・為本六花治・堀尾輝久著『ルソー エミール入門』(有斐閣新書、1978年)では、ルソーの根源的人間観として、「人間が、社会的・道徳的存在であることの根拠を、人間的悲惨、その弱さとみじめさに求め、共に苦しむ存在としての、『共苦と共感による連帯の思想』がみえる。人間に共通の弱さとみじめさと、それに共感する心(ピティエ)こそ『人間の条件』そのものであり、人間的自然そのものである。」(24頁)と解説されている。これも一つの《読み方》であり、新鮮さを感じさせるが、読み込み過ぎではないであろうか。
- 38) K. Marx, Zur Judenfrage, in Marx/Engels Gesamtaufgabe (以下、MEGAと略す), Erste Abteilung, Band 2. Dietz Verlag, Berlin, 1982, SS.162~163, 邦訳; マルクス著、真下信一訳『ヘーゲル法哲学批判序論』、大月書店(国民文庫)、1970年、312~313頁。
- 39) アルチュセール、前掲論文参照。
- 40) なお、アルチュセールは、『社会契約論』の秘密は全面的譲渡という概念にあり、それによってルソーは全面的な疎外を解決しようとしたが、全面的譲渡と交換との間に存在するずれが特殊利害と特殊意志、一般利害と一般意志のずれを生むこと、さらにその結果、ルソーの論理に内在することとなった何重ものずれを剔出し、ルソーの論理のイデオロギー的性格を明らかにしている(アルチュセール、前掲論文参照)。

- 41) K. Marx, Zur Judenfrage, in *MEGA*. Abt. 1, Bd.2, SS.162~163, 真下信一、前掲訳書、313頁。
- 42) いわゆる「否定の哲学の流れ」として知られる思想の発展のことである。なお、マルクーゼ著、桝田啓二郎・中島盛夫・向来道夫共訳『理性と革命』、岩波書店、1961年;城塚登著『フォイエルバッハ』勁草書房、1958年;城塚登著『若きマルクスの思想』、勁草書房、1970年、参照。
- 43) K. Marx, Zur Kritik der Hegelischen Rechtsphilosophie, in *MEGA*, Abt.1, Bd.2. SS.181~182, 邦訳、真下信一前掲訳書、349~350頁。
- 44) 拙著『生活の構造的把握の理論』、川島書店、 1996年、とくに223~230頁を参照されたい。
- 45) K. Marx, Ökonomisch-philosophische Manuskripte. Heft II, in *MEGA*, Abt.1, Bd.2, S.261.; 邦訳、城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』、岩波書店(岩波文庫)、1964年、126頁。
- 46) Ibid. Heft I, S.236; 城塚·田中訳、同上、87 頁。
- 47) Ibid. HeftⅢ, S.268; 同上訳書、136頁。
- 48) Ibid. S.273;同上訳書、144頁。
- 49) 同上訳書、274頁、注(30)参照。
- 50) 城塚登、前掲『若きマルクスの思想』、82~87 頁参照。
- 51) フォイエルバッハ著、松村一人・和田楽訳 『将来の哲学の根本命題』、岩波文庫、1967年、 106頁。
- 52) 同上、111頁。
- 53) 同上、110頁。
- 54) 山之内靖『マックス・ヴェーバー入門』岩波 書店(岩波新書)、1997年、とくに、終章「受苦 者の連帯に向けて」(209~232頁)参照。
- 55) フォイエルバッハは唯物論者であるにもかか

- わらず、とくにヘーゲル哲学の批判においては 弁証法的でもあることを思わせられる。
- 56) 疎外論を敬遠する人たちが、疎外されていない状態とか、疎外の克服に対して、理論的でないとする見解は、それ自体、疎外された理論の一つの立場を表明するものにほかならない。
- 57) 吉澤・為本・堀尾著、前掲『エミール入門』では、「受苦的・情熱的存在として他者を必要とする『共苦の連帯』の思想(『経済学・哲学草稿』)を知る者には、マルクスは『エミール』を通してルソーと格闘したのではないかと思われてならない」(33頁)とある。ルソーの研究を十分していたことは確かと思われはするが、『経哲草稿』を「共苦の連帯」の思想というのが妥当かどうかは疑問である。受苦と熱情の転回と統一の論理が活かされないと思われるからである。
- 58)「受苦の痕跡を醗酵させ、やがてそこから情熱 の叫びをほとばしらせる奥深い身体などという ものは、二元論的図式の時代の神話にすぎなかっ たのではなかろうか。」といい、そのような劇的 空間を《都市的なるもの》の只中に切りひらく ことを夢見る人々に対して、利巧な観客は、「受 苦を情熱に転化させたりする前にふいと席を立っ て出て行くだろう。」として、「受苦的存在」の 受動性と能動性の問題を軽く批判し去る(浅田 彰『構造と力』、勁草書房、1983年、とくに204 ~205頁参照。)のは、現代のスキゾフレニック な逃走からみれば、尤ものようにも思われる。 しかし、いわば近代を十分に生きることなく現 代に突入し、その軽い逃走すらできずに苦しみ 死に行く人たちと、そこに追いやる「構造」の 力を眼のあたりにして、なお「動く砂の王国」 に安らうわけにはいかぬ者の"苦悩"を、一体 現代思想はどう解いていくのだろうか。すべて は今後の課題である。

(わたなべ ますお、本学科教授)